

## コミュニティセンターのサークル登録にあたって

## ■サークル等の登録基準

No.	確認事項	内 容	チェック欄
1	地区で生涯学習活動やスポーツ活動を行っている団体である		
2	当該地区を活動の拠点としている	地区	
3	おおむね10人以上の会員がいる	人	
4	3分の2以上が地元住民である	人	
5	営利を目的とする団体ではない		

## ■提出書類

No.	確認事項	チェック欄
1	コミュニティセンター使用料免除団体登録申請書	
2	規約	
3	名簿	

以上の内容を確認し、コミュニティセンターへ書類を提出してください。

コミュニティセンターで内容を確認し「コミュニティセンター使用料免除団体登録決定通知書」を発行します。

免除団体として登録されれば、使用時の部屋の使用料が免除されます。

※ただし、冷暖房を使用したときは、別に使用料がかかりますので、ご注意ください。

コミュニティセンターを使用する場合は、その都度(もしくは1か月単位)コミュニティセンター利用承認・使用料減免申請書を記入し提出してください。

## ※注意事項

- ①団体の登録内容に変更が生じた場合は、コミュニティセンターへ申し出てください。
- ②登録内容が実情と異なる場合、又は基準に適合しなくなったときは、登録を取り消すことがありますのでご了承ください。
- ③登録の期間は4月1日から翌年3月31日までとなります。
- ④翌年度4月以降も登録を希望される場合は、3月中に手続きを行ってください。